

新城地域審議会傍聴規程

平成18年 2月 9日

(趣旨)

第1条 この規程は、新城市の各地域審議会会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の一般傍聴人の定員は、受付先着20人とする。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴の手續)

第4条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴受付簿（様式）に氏名及び住所を記入するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 張り紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、撮影機、パソコン、携帯電話の類を携帯している者。ただし、第7条の規定により、撮影又は録音等を行うことにつき会長の許可を得た者を除く。
 - (5) 酒気を帯びていると認められる者
 - (6) 異様な服装をしている者
 - (7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(雑則)

第11条 この規定に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 2月 9日から施行する。